

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月9日

【会社名】 クアルコム・インコーポレーテッド
(QUALCOMM Incorporated)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者兼最高執行責任者
アカーシュ・パルクワラ
(Akash Palkhiwala, Chief Financial Officer and Chief Operating
Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 カリフォルニア州92121
サンディエゴ モアハウス・ドライブ5775
(5775 Morehouse Drive, San Diego, CA 92121, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【縦覧に供する場所】 該当なし

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「クアルコム・インコーポレーテッド」及び「クアルコム」とは、文脈に応じてクアルコム・インコーポレーテッド又はクアルコム・インコーポレーテッド及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1ドル=143.63円の換算率(2025年6月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

1 【提出理由】

2025年7月9日、クアルコム・インコーポレーテッド（以下「当社」という。）は、2000年12月11日に開催された当社の取締役会（以下「取締役会」という。）による決議により採択され、2001年2月27日、2011年3月8日、2015年3月9日及び2018年3月23日に適式に招集され開催された年次株主総会において承認された、2018年3月23日までの修正を含むクアルコム・インコーポレーテッド改訂2001年度従業員ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の日本における間接子会社の適格従業員（以下「日本における適格従業員」という。）並びに当社及び日本国外の1以上の当社の関連会社に所属する適格従業員（以下「日本国外の適格従業員」という。）を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。本プランは、2001年5月16日及び2001年6月27日の各日に開催された取締役会報酬委員会の各会議において、2006年12月7日付の取締役会報酬委員会による全員一致の同意書により修正され、また、2007年3月2日、2007年11月12日、2009年2月11日、2010年4月26日、2014年11月30日及び2017年12月3日の各日に開催された報酬委員会の各会議において修正され、また、2013年2月1日現在有効な全員一致の同意書による報酬委員会が指名した株式報酬委員会により修正され、2022年12月5日に当社の人事及び報酬委員会により承認されたオフリング・ドキュメントにより補完された。当該オフリング・ドキュメントの修正及び改訂は、2024年12月9日に当社の人事及び報酬委員会により承認された。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2及び第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

（注）別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書において定義されずに使用されている用語については、本プランにおけるのと同様の意味を有するものとする。

2 【報告内容】

(I) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく報告

(1) 有価証券の種類及び銘柄

クアルコム・インコーポレーテッド新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権は、適用される募集期間中参加者が承認した給与からの控除による積立金を用いて、(a)募集日における当社株式1株当たりの公正市場価格、又は(b)購入日(購入期間の最終日をいう。)における当社株式1株当たりの公正市場価格のうち、金額の低い方の85%に相当する購入価格で当社普通株式を購入する権利である。参加者は、同人の報酬から本プランに基づく株式購入に何パーセントを充てるかを、1から15パーセントまでの整数割合で選択することができる。本募集期間は、早期に終了しない限り、1回目の購入期間は2026年4月1日、2回目の購入期間は2026年10月1日、3回目の購入期間は2027年4月1日及び4回目の購入期間は2027年10月1日に終了する4回の購入期間で構成される。本臨時報告書において報告される購入期間は、2025年7月31日に開始し、2026年4月1日に終了する。本プランにおいては、当社普通株式の1株当たり公正市場価格は、価格決定日におけるナスダックでの1株当たりの最終売値とする。ただし、当該日が取引日でない日に該当する場合、本株式の公正市場価格は、直前の取引日における1株当たり本株式の終値を参照して決定される。

従って、当社普通株式の価格が購入期間中に下落した場合、本新株予約権の購入価格も下落し、よって「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する。しかしながら、参加者の拠出額は株価により変動することはない。

発行される株式数は、該当する購入期間中（本臨時報告書の目的において、2025年7月31日から2026年4月1日まで）に参加者が拠出した金額を購入価格（上記のとおり計算される。）で割ることにより算出さ

れる。ただし、参加者が購入できる株式総数は、12,500米ドルを募集日の当社普通株式の1株当たりの公正市場価格で割ることにより決定される数を超えてはならない。

本プランに基づいて発行され得る普通株式総数の上限は、101,709,466株とする。ただし、内国歳入法第423条(b)適格プラン(本プランに定義される。)に基づく発行の場合は、合計で101,309,466株を超えて発行することはできない。本プランに基づき発行され得る株式総数の上限は、発行済株式総数の約9.26%(2025年4月28日現在)に相当する。

本プランの目的は、下記「(b)行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載されているとおり、参加会社グループの適格従業員を惹きつけ、維持し、その功績に報いるための報奨を提供し、かつ、かかる者を参加会社グループの成長及び収益性の向上に貢献するよう動機付けることにより、当社及びその株主の利益を促進することであり、本プランへの参加は任意である。当社は、本プランに参加するための最低給与控除額を設定していない。よって、本新株予約権の行使時の払込金額の下限は定められていない。

「新株予約権の行使時の払込金額」は、「新株予約権の目的となる株式の数」を購入価格で乗じることにより決定される。上記のとおり、「新株予約権の行使時の払込金額」の下限は定められていない。

本プランは、当社に対し、当社の決定による未行使の新株予約権を終了させる権限を与えていない。しかしながら、参加者が、購入日前に任意に本プランから脱退し又はその雇用が終了した場合、かかる参加者の新株予約権は消滅し行使することはできない。

株式配当、株式分割、株式併合、資本の組入れ、連結、再分類若しくはこれらに類する当社の資本構成の変更、又は合併(当社の登録上の住所を変更するための合併を含む。)、資産売却若しくはその他当社が当事者となるあらゆる組織再編の場合には、本プランの対象となる株式のクラス及び数、各新株予約権、並びに購入価格について適切な調整がなされる。

(b)行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び1以上の当社子会社の適格従業員に対して、本プランに参加することによって当社の持分を取得する機会を提供することを目的としている。取締役会は、本プランに基づいて発行され得る株式の総数の上限を定めることができ、かかる上限は当社株主の必要な同意によって授權されている。当社は、本プランに基づき新株予約権及び当社の持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、当社の成長と収益性に貢献するインセンティブを持ち、それと同時に当社にあっては、さらなる向上に不可欠な能力ある個人を採用及び維持することができることを期待している。このように、1株当たりの価値のみならず全体的な当社株式の価値が高まり、既存の株主も、本プランに基づく本新株予約権を付与する恩恵を享受できる。

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

下記(2)()「新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

(e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(g) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(2) 新株予約権の内容等

(i) 発行数

8,922個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注) かかる数値は、本臨時報告書の対象となる全ての新株予約権証券が行使されたとの仮定に基づく見込株式数である。かかる数値は、本臨時報告書により報告される、当社の日本における子会社の適格従業員に対して付与される新株予約権証券の見込総数であり、2025年6月2日の当社普通株式の価格及び同日の外国為替レートに基づいたものである。

() 発行価格

0米ドル(0円)

() 発行価額の総額

0米ドル(0円)

() 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

クアルコム・インコーポレーテッド額面0.0001米ドル記名式普通株式

(注) 新株予約権の行使により発行される株式は全て新規発行株式である。

(注) 株式配当、株式分割、株式併合、資本の組入れ、連結、再分類若しくはこれらに類する当社の資本構成の変更、又は合併(当社の登録上の住所を変更するための合併を含む。)、資産売却若しくはその他当社が当事者となるあらゆる組織再編の場合には、本プランの対象となる株式のクラス及び数、各新株予約権、並びに購入価格について適切な調整がなされる。

2 株式の内容

当社の普通株式は、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおいて「QCOM」というティッカーシンボルにより取引されている。

当社普通株式の議決権、配当請求権及び残余財産分配請求権は、基本定款による指定及び優先株式の発行時に取締役会による指定に従い、全シリーズの優先株式の保有者の権利による制約を受ける。

配当を行う場合は、基本定款の規定に従い、定例会議または臨時会議において法律に準じて取締役会の決定により実施することができる。配当は、基本定款の規定に従い、現金、現物または株式により支払うことができる。

普通株式の所有者は、定時株主総会及び臨時株主総会の通知を受け投票を行う権利を有する。普通株式の各登録所有者は、全ての議案について所有株式1株当たり1議決権を有する。

3 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：8,922株(見込数)

(注) かかる数値は、本臨時報告書の対象となる全ての新株予約権証券が行使されたとの仮定に基づく見込株式数である。かかる数値は、本臨時報告書により報告される、当社の日本における子会社の適格従業員に対して付与される新株予約権証券の見込総数であり、2025年6月2日の当社普通株式の価格及び同日の外国為替レートに基づいたものである。

() 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たり124.64米ドル(17,902円) (見込額)

(注) 「新株予約権の行使時の払込金額」は、(a)募集日における当社普通株式1株当たりの公正市場価格、又は(b)購入日における当社株式1株当たりの公正市場価格のうち、金額の低い方の85パーセントとする。当社普通株式の1株当たり公正市場価格は、価格決定日におけるナスダックでの1株当たりの最終売値である。上記の金額は、当社普通株式の2025年6月2日の1株当たりの公正市場価格(ナスダックにおける当社普通株式の終値146.63米ドル(21,060円)の85パーセントである124.64米ドル(17,902円)を基にした見込額である。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

1,112,038米ドル(159,722,018円) (見込額)

(注) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、「新株予約権の目的となる株式の数」に「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた金額とする。かかる数値は、本臨時報告書の対象となる全ての新株予約権が見積購入価格(1株当たりの新株予約権の行使時の払込金額)により行使されたとの仮定に基づく見込額である。

() 新株予約権の行使期間

2026年4月1日

(注) 本新株予約権は、当該日において全て自動的に行使される。

() 新株予約権の行使の条件

各購入日に、各参加者の給与控除からの積立金及び本プランにより特に認められている他の追加支払金(利息による増額を含まない)は、本プランの条件及び適用される募集に従い認められている株式の最大数を上限として、当該募集における購入価格での整数数の株式の購入に充てられる。端株は、本プランに基づいて付与される購入権の行使に際して、一切発行されない。ある募集の購入日における株式購入後に残った各参加者の給与控除からの積立金の残高は、もしあれば、その購入日後に、参加者に対して全額払い戻される。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.0001米ドル

() 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、遺言又は相続分配法による場合を除いては、譲渡することができない。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

下記の会社の日本における適格従業員 約148名

- ・ クアルコムジャパン合同会社
- ・ クアルコムCDMAテクノロジーズ有限会社

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

上記(3)に記載の会社は、当社の日本における100%間接所有子会社である。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

条件については、本プラン及び運営者が用意する登録届出様式に定められる。

() 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告

(1) 有価証券の種類

クアルコム・インコーポレーテッド新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(2) 新株予約権の内容等

() 発行数

3,957,175個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注) かかる数値は、本臨時報告書の対象となる全ての新株予約権証券が行使されたとの仮定に基づく見込株式数である。かかる数値は、本臨時報告書により報告される、当社の日本国外の適格従業員に対して付与される新株予約権証券の見込総数であり、2025年6月2日の当社普通株式の価格及び同日の外国為替レートに基づいたものである。

() 発行価格

0米ドル(0円)

() 発行価額の総額

0米ドル(0円)

() 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

クアルコム・インコーポレーテッド額面0.0001米ドル記名式普通株式

(注) 新株予約権の行使により発行される株式は全て新規発行株式である。

(注) 株式配当、株式分割、株式併合、資本の組入れ、連結、再分類若しくはこれらに類する当社の資本構成の変更、又は合併(当社の登録上の住所を変更するための合併を含む。)、資産売却若しくはその他当社が当事者となるあらゆる組織再編の場合には、本プランの対象となる株式のクラス及び数、各新株予約権、並びに購入価格について適切な調整がなされる。

2 株式の内容

上記(1)(2)(iv)「株式の内容」を参照のこと。

3 株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：3,957,175株(見込数)

(注1) かかる数値は、本臨時報告書の対象となる全ての新株予約権証券が行使されたとの仮定に基づく見込株式数である。かかる数値は、本臨時報告書により報告される、当社の日本国外の適格従業員に対して付与される新株予約権証券の見込総数であり、2025年6月2日の当社普通株式の価格及び同日の外国為替レートに基づいたものである。

() 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たり124.64米ドル(17,902円)

(注) 「新株予約権の行使時の払込金額」は、(a)募集日における当社普通株式1株当たりの公正市場価格、又は(b)購入日における当社株式1株当たりの公正市場価格のうち、金額の低い方の85パーセントとする。当社普通株式の1株当たり公正市場価格は、価格決定日におけるナスダックでの1株

当たりの最終売値である。上記の金額は、当社普通株式の2025年6月2日の1株当たりの公正市場価格（ナスダックにおける当社普通株式の終値146.63米ドル(21,060円)の85パーセントである124.64米ドル(17,902円)を基にした見込額である。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

493,222,292米ドル（70,841,517,800円）

（注）「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、「新株予約権の目的となる株式の数」に「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた金額とする。かかる数値は、本臨時報告書の対象となる全ての新株予約権が見積購入価格（1株当たりの新株予約権の行使時の払込金額）により行使されたとの仮定に基づく見込額である。

（ ） 新株予約権の行使期間

2026年4月1日

（注）本新株予約権は、当該日において全て自動的に行使される。

（ ） 新株予約権の行使の条件

上記「(1)(2)()新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

（ ） 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.0001米ドル

（ ） 新株予約権の譲渡に関する事項

上記「(1)(2)()新株予約権の譲渡に関する事項」を参照のこと。

(3) 発行方法

当社又は1以上の当社の関連会社（日本を除く）に所属する、本プランにおける日本国外の適格従業員約46,555名への新株予約権の付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、メキシコ、オランダ、ポーランド、ルーマニア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、英国、アメリカ合衆国

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
493,222,292米ドル (70,841,517,800円)	10,000米ドル (1,436,300円)	493,212,292ドル (70,840,081,500円)

（注）上記「払込金額の総額」は、本新株予約権の行使時の払込金額の総額であり、かかる上記金額は、2025年6月2日におけるナスダックでの当社普通株式1株当たりの終値（146.63米ドル）の85パーセントに等しい見積購入価格（124.64米ドル）で行使されるという仮定に基づく見込額である。

手取金の使途： 当社は、上記「差引手取概算額」493,212,292米ドル(70,840,081,500円)を、人件費の支払いやその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の資金の必要に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2025年7月31日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

上記「(1)(1)(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「(1)(1)(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」を参照のこと。

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「(1)(2)()新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

(e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(g) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

(11) 提出者の資本の額及び発行済株式総数

() 資本の額

普通株式及び払込剰余金： - 百万米ドル（ - 百万円）（2025年3月30日現在）

() 発行済株式総数

1,100百万株(2025年3月30日現在)